

志免町地域猫活動支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域猫活動団体の活動を支援することにより、飼い主のいない猫を原因とする住環境への被害等の防止及び町民の良好な生活環境の保持に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域猫 特定の飼い主がなく、地域に住み着き、当該地域の住民の合意の下で適正に管理されている猫をいう。
- (2) 地域猫活動 不妊去勢手術、新しい飼い主探し等を実施し、将来的に地域から飼い主のいない猫を無くすことを目的とする活動をいう。
- (3) 地域猫活動団体 第3条に規定する活動を行う住民等で組織する団体をいう。
- (4) 不妊去勢手術 獣医師が行う卵巣若しくは子宮を摘出する不妊手術又は精巣を摘出する去勢手術をいう。
- (5) 登録団体 第5条に規定する登録の承認を受けた団体をいう。
- (6) 県獣医師会 公益社団法人福岡県獣医師会（以下「県獣医師会」という。）をいう。
- (7) 協力動物病院 県獣医師会の会員であって、本事業に協力する動物病院をいう。
- (8) 手術券 本事業による不妊去勢手術を協力動物病院が行う場合に、不妊去勢手術に要する費用を町が全額負担するために交付するもの。

(地域猫活動団体の活動内容)

第3条 地域猫活動団体の活動内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 地域猫活動の周知及び浸透に関する事項
- (2) 地域猫活動に関する合意形成に関する事項
- (3) 管理する地域猫の適正な飼養及び苦情処理に関する事項
- (4) 管理する地域猫の不妊去勢手術のための保護に関する事項
- (5) 地域猫の新たな飼い主を探す活動に関する事項

(団体登録の申請)

第4条 手術券の交付対象となる地域猫活動団体は、次に掲げる全ての要件を満たす団体とし、事前に登録を受けなければならない。

- (1) 地域猫活動を実施する地域の住民を中心とし、2人以上で構成されていること。
 - (2) 地域猫活動について地域住民の理解を得ており、かつ、当該地域猫活動について継続的に地域の理解を得られるよう周知活動を行っていること。
- 2 前項の登録を受けようとする地域猫活動団体は、地域猫活動団体登録申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出するものとする。
- (1) 地域猫活動団体構成員名簿（別記1）
 - (2) 管理する地域猫の一覧表（別記2）
 - (3) 管理する地域猫の写真
 - (4) 活動場所の地図
 - (5) 活動場所付近の見取図（別記3）
 - (6) 地域猫活動に関する町内会の同意書（別記4）
- （団体登録の承認）

第5条 町長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査の上、適否を決定し、地域猫活動団体登録承認・不承認通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（団体登録の廃止）

第6条 登録団体が地域猫活動を終了するときは、地域猫活動団体登録廃止届（様式第3号）により町長に届け出なければならない。

（団体登録の取消し）

第7条 町長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当したときは、登録を取り消し、地域猫活動団体登録取消通知書（様式第4号）により、登録団体に通知するものとする。

- (1) 地域猫活動団体の登録内容が実態と著しく異なるものであったとき。
- (2) その他町長が不適切と認めたとき。

（手術券の交付申請）

第8条 手術券の交付を申請する登録団体は、地域猫活動支援事業手術券交付申請書（様式第5号）に地域猫活動事業計画書（様式第6号）を添付の上、町長に提出するものとする。

（交付の決定）

第9条 町長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査した上、交付の可否を決定し、地域猫活動事業手術券交付決定・却下通知書（様式第7号）により通知するものとする。

(手術の実施)

第10条 前条の交付決定を受けた登録団体は、町長と委託契約を締結した協力動物病院に手術券を提出し、不妊去勢手術を受けるものとする。

2 手術券の有効期限は、手術券を交付した日から6か月とする。ただし、有効期限の最終日が2月末日以降になる場合は、2月末日までとする。

(不妊去勢手術済みの目印)

第11条 地域猫の耳には、不妊去勢手術済であることが外形的に判別できる目印を付けるものとする。

2 前項の目印の方法は、雄にあっては右耳の先端を、雌にあっては左耳の先端をV字型に切断することによるものとする。

(活動状況の報告)

第12条 登録団体は、不妊去勢手術実施状況について毎月7日までに町長に報告するものとする。

(実績報告)

第13条 登録団体は、不妊去勢手術が終了した場合には、交付を受けた手術券の有効期限の翌月10日までに、地域猫活動事業実績報告書(様式第8号)を提出するものとする。なお、当該手術券に残余がある場合は、町に返却するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この告示は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (令和2年3月19日告示第21号)

3 この告示は、公布の日から施行する。